

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成28年12月28日（平成28年（行情）諮問第738号）

答申日：平成29年4月17日（平成29年度（行情）答申第10号）

事件名：特定被相続人の相続税申告書に添付されている不動産鑑定評価書について行われた特定税務署員と特定不動産鑑定士との面談の議事録等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年8月25日付け特定記号第415号により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によれば、おおむね次のとおりである（なお、意見書の内容は省略する。）。

(1) 被相続人特定個人Aの相続税申告書に添付している不動産鑑定評価書の件、鑑定評価について説明を受けるため、特定税務署職員と税理士事務所職員と同行すると約束したが、当税理士事務所側は同行拒否された。

なぜか同行を拒否した理由と不動産鑑定士による鑑定評価は特定税務署がどのような判断したか、特定月日に説明を求めたがノーコメントであった。

(2) この議事録には同行拒否した理由と鑑定評価について税務署の判断が記載されていると思われる。

この法5条1号は個人に関する情報となっており、不動産鑑定評価書には個人に関する情報は把握しており、なぜこれが拒否に当たるのか分からない、もし個人情報に関するなら黒塗りして公開は差し支えないはず。

平成28年4月からは該当条文だけでなく、根拠法令の内容、判断基準の内容、事実関係の内容、処分の性質等も記載するよう求められています。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の概要等

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、平成28年8月25日付け特定記号第415号により、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるとして、法8条に基づき、本件対象文書の存否を明らかにせず開示請求を拒否する旨の不開示決定（原処分）を行った。

これに対し、本件審査請求人は、原処分について、「不動産鑑定評価書には個人に関する情報は把握しており、なぜこれが拒否に当たるのか分からない。もし個人情報に関するなら黒塗りして公開は差し支えない」旨主張していることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

上記1のとおり本件開示請求は、特定個人Aの相続税申告書が存在することを前提に開示を求めるものであり、本件対象文書の存否を答えることは、特定個人Aの相続税申告書の存否（以下、第3において「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものと認められるため、本件存否情報の不開示情報該当性について検討する。

(1) 法5条1号該当性

法5条1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものについては、不開示情報と規定しているところ、本件存否情報は、特定の個人の相続税申告書の提出の有無であり、同号の特定の個人を識別することができる情報であることから、不開示情報に該当すると認められる。

(2) 法5条6号柱書き該当性の追加について

ア 法5条6号柱書きは、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを、不開示情報として規定している。

イ また、税務職員は、国家公務員法100条の守秘義務とともに、国税通則法126条により、重い守秘義務が課せられている。これは、申告納税制度の下で税務の執行を適正に行うためには、納税者等の信頼と協力を得ることが必要であり、もし、税務職員が職務上知り得た秘密を他に漏らすとすれば、納税者等と国税当局との信頼関係が損なわれ、納税者等は安心して税務職員に対して自己の秘密を開示しなくなり、ひいては、適正かつ公平な課税の実現が困難となって、申告納税制度を基本とする税務行政の運営に重大な支障を及ぼすことになりかねないからである。

ウ 本件について見ると、本件存否情報が明らかになると、国税当局に対する信頼を失墜させ、納税者等の理解と協力が得られない事態を招

くこととなり、今後の税務行政の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当すると認められるので、同号柱書きの不開示理由を追加する。

3 本件審査請求人の主張について

本件審査請求人は、「不動産鑑定評価書には個人に関する情報は把握しており、なぜこれが拒否に当たるのか分からない。もし個人情報に関するなら黒塗りして公開は差し支えない」旨主張する。

しかしながら、法が定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的いかなを問わず開示請求を認める制度であり、開示請求者の個別事情により開示・不開示の判断が左右されるものではないため、審査請求人の主張は採用できない。

4 結論

以上のことから、本件開示請求については、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号及び同条6号柱書きの不開示情報を開示することになるため、法8条に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否した原処分は妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年12月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成29年2月1日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年3月30日 審議
- ⑤ 同年4月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるとして、法8条に基づき、その存否を明らかにせずに、開示請求を拒否する不開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、上記第3のとおり、不開示理由に法5条6号柱書きを追加した上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

- (1) 本件開示請求は、特定個人Aを被相続人とする相続税申告書の存在が前提となる行政文書の開示を求めるものであり、その存否を答えることは、特定個人Aを被相続人とする相続税申告書が提出されたという事実の有無を明らかにするものと認められる。

(2) そこで検討すると、相続又は遺贈により財産を取得した者は、相続税法27条等に基づき、その被相続人からこれらの事由により財産を取得した全ての者に係る相続税の課税価格の合計額がその遺産に係る基礎控除額を超える場合において、その者の相続税の課税価格に係る相続税額があるときは、所定の期間内に被相続人の死亡時における住所地の所轄税務署長に課税価格、相続税額等を記載した相続税の申告書を所定の明細書を添付して提出しなければならないこととされている。

(3) 特定個人Aを被相続人とする相続税申告書が提出されたという事実の有無は、特定個人Aに関する情報であって、法5条1号の特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イの法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されているものとはいえず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、法8条の規定により、存否応答拒否すべきものと認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、本件対象文書に関わる不動産鑑定評価書の個人に関する情報を把握していることを理由に、本件対象文書を開示すべき旨の主張をしているものと解される。

しかしながら、法の定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず開示請求を認める制度であるところ、開示・不開示の判断に当たっては、特定の情報を承知している者からの開示請求である場合を含め、開示請求者が誰であるかは考慮されないものであって、審査請求人の上記主張に基づいて、本件対象文書の存否を明らかにすべきものとは認められない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記2の判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定について、諮問庁が当該情報は同条1号及び6号柱書きに該当することから開示請求を拒否すべきとしていることについては、当該情報は同条1号に該当すると認められるので、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太、委員 常岡孝好、委員 中曾根玲子

別紙（本件対象文書）

特定年月日 a に提出した被相続人特定個人 A の相続税申告書に添付されている不動産鑑定評価書（特定番号 特定年月日 b）について，特定年月日 c に行われた特定税務署員と不動産鑑定士特定個人 B との面談の議事録等